

## 議 事 録

会議の名称	令和2年度第1回三田市市政への市民参加推進委員会
開催の日時	令和2年8月17日(月) 19時00分～20時10分
開催の場所	三田市役所2号庁舎 2301 会議室
出席した委員の氏名	久委員長、兵頭副委員長、赤澤委員、内布委員、藏坪委員
出席した庶務職員の職及び氏名	西垣戸市長公室長、太田政策課長、山田政策課事務職員、久後 ICT 推進課長、横溝文化スポーツ課長、横溝すくすく子育て課長、岸田介護保険課長
その他出席者	なし
傍聴者の人数	なし
議 題	(1) 三田市市政への市民参加条例の概要について (2) 令和元年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について
会議の概要 ( 結 論 )	(1) 三田市市政への市民参加条例の概要について確認した。 (2) 諮問のあった条例の運用状況に対する委員会としての意見について、方向性をまとめた。なお、答申は、後日成文化して市長あてに提出することとした。
公開・非公開 の 区 分	公開
使用した資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 諮問書</li> <li>・ 資料 1 三田市市政への市民参加推進委員会 委員名簿</li> <li>・ 資料 2 三田市市政への市民参加条例の概要について</li> <li>・ 資料 3 令和元年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について</li> <li>・ 資料 3-2 令和元年度市政参加市民名簿の活用実績</li> </ul>
連 絡 先	市長公室政策課 電話 (079)559-5038

## 1 開会

- ・市長公室西垣戸室長の司会により開会、配布資料の確認等

## 2 議事

- ・委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

### (1) 三田市市政への市民参加条例の概要について

＜事務局から資料2に基づき説明＞

### (2) 令和元年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

＜事務局から資料3及び資料3-2に基づき説明＞

委員長： 質問、意見をお願いしたい。

委員： 資料9ページで、三田市文化ビジョンの策定に係るアンケートの対象者が、1000人というのは少ないと感じる。1000人になった理由はあるか。また、16歳以上が対象となっているが、もう少し若年層を対象にしてもよかったのではないか。

事務局： アンケート調査については、三田市文化ビジョン検討委員会の中で議論し、作成している。委員会で「1000人であれば概ね必要な回答数が得られ、全体的な傾向が分かるだろう」という意見があった。年齢についても当初18歳以上を対象とする予定であったが、委員会での議論の中で、高校生の意向も聴きたいという意見があり、16歳以上を対象とした。

委員： 三田市文化ビジョン検討委員会では、市民委員が1名となっているが、もう少し市民が市政に参加できるよう、定員を増やしてほしい。三田市政に興味を持っている名簿委員が多数いるのに、なぜ定員が少ないのか。

事務局： 三田市文化ビジョン検討委員会では、市民委員を2名募集した。名簿委員228名に案内を送付したが、応募があったのは1名のみであったので、結果的に1名となってしまった。その分、パブリックコメント、シンポジウム等で様々な意見を聴きたい。

委員長： 資料3のフロー図には、主にこれまで実施してきたものが掲載されている。今後シンポジウム等を実施するのであれば、その旨をフロー図に示してもらいたい。この資料が対外的に出るのであれば、そのあたりを補強するほうが、市民にもわかりやすいと思う。

委員： 第2期三田市子ども・子育て支援事業計画と、第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、議決を伴うのにも関わらず、様々な市民意見を聴く手続きを組み合わせしており、特に評価できる。一方、昨年に引き続き、意向調査とパブリックコメントに偏っているところが課題である。意向調査も状況評価にとどまっているものが多い。また、市政への参加にあまり慣れていない方の新しい意見を、どう取り入れるかといったことも今後考えるべきである。

事務局： 委員ご指摘のとおり、今まで市政に関心がなかった方、活動できてなかった方に参加していただくことが重要であると考え。意向調査は現状意識の把握にとどまっているので、これを基にワークショップ等を実施することで、市民が参加できる取り組みに気づいていくという流れが望ましいと考える。

一方で、計画の内容と想定される市民の役割によって、市民参加のあり方も変わってくると考える。それぞれどのような性質の計画・条例なのか、どのような市民の役割が想定されているのかといった検証も含め、市民参加のあり方を考えていきたい。

委員長： 今後は、どのような方にどのように参加してもらおうかといったような参加手法を、市民と協働で考える機会が増えていけば望ましい。

委員： 三田市の協働推進課には地域担当が設置されており、各地域のまちづくり協議会との接続役をしていると伺っている。今後、まちづくり協議会の方々にも積極的に協力してもらってはどうか。

委員： 協働というのは、行政と市民の役割分担であると考え。しかし「行政はお金がないから市民にお願いしている」というように感じるので、審議会やシンポジウム等で理解を深めていくのが重要である。

委員： 資料3-2で、何人応募があったのかというのを掲載するべきである。応募数が多い場合、今後定員を増やすなどの検討材料が増えると考え。

委員： 例えば、資料3-2に記載されている地域創生部指定候補者選定委員会では、249人の名簿委員に案内しているのに、募集は1名のみである。募集が少なければ、「自分以外の誰かが応募するだろう」という感覚になることもあるので、より多くの市民が参加できるよう募集人数を設定すべきである。

委員長： 諮問・答申をするため、審議会では有識者と市民のバランスを考えないといけない。審議会に多くの市民が参加するのは難しいと思われるので、ワークショップ等でより多くの市民が参加できる機会を増やしていくべきである。

事務局： 委員長のご指摘のとおり、市政への市民参加条例では、企画立案の段階から意思決定までの過程において、適切な時期と方法で市民意見を聴く手続きを実施するという事になっている。再度、多様な機会の活用を検討していきたい。

委員： 行政も市民も、協働に慣れていないところがあると感じる。委員の発言にもあったように、市民の中には「行政はお金がないから市民に頼んでいるのではないか」と誤解している人もいる。協働の意義は、「やってほしいことをやってもらう」といったものではなく、様々な主体がやりたいことを組み合わせ、まちをよくしていくというものである。この趣旨を理解してもらうためには、専門機関・大学の先生といった中間の立場に立ってもらえる人に相談していくことも有効であると思う。

委員長： 令和元年度における市政への市民参加条例の運用状況については、一定水準のことは実施されており、更に市民参加を進めるための前向きな意見を賜った。まず、私と事務局の間で答申の原案をつくらせていただき、各委員に確認願いたい。修正等があった場合は私と事務局で最終調整し、答申案が確定したら、事務局を通して市長あてに文書を提出させていただきたいが、よろしいか。(異議なし)

### 3 閉会

- ・当委員会の会議録については、事務局で原案を整えた後、各委員には電子メール等を通じ送付させていただきます。修正等の指示があった場合は、調整したうえで確定する。
- ・当委員会の今後の開催予定は、定例のものは今回1回のみである。なお、まちづくり提案など、新たな議事が生じた場合については、改めて連絡する。